

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和5年8月4日

2. 回答を行った年月日

令和5年9月1日

3. 新事業活動に係る事業の概要

○ 事業者は新事業活動として以下の2つのパターンの予防的爪ケアサービス（以下「本サービス」という。）を提供する。

A 利用者が高齢者施設等（以下「施設」という。）に本サービスを依頼する場合

- ① 施設と事業者にて本サービスに係る業務委託契約を締結する。
- ② 本サービスの利用者は、施設に対して、本サービスの利用を申し込む。
- ③ 施設は、医療機関に対して、利用者につき本サービスを提供することの可否及びその範囲並びに医療機関への通院状況を確認するため書面（以下「爪ケア連携シート」という。）への記入を依頼する（利用者は、本サービスを受けることの可否の確認のため主治医・かかりつけ医の医療機関を受診する。）。
- ④ 事業者は、指定された場所へ訪問し、利用者に対し本サービスを提供する。
- ⑤ 事業者は、本サービスの提供結果等を記載した書面（以下「爪ケア記録カード」という。）を施設へ提出し、必要に応じて医療機関へ経過・終了報告する。
- ⑥ 施設は、事業者に対しサービス料を支払い、医療機関に対し爪ケア連携シート作成料を支払う。

B 利用者が事業者に直接予防的爪ケアサービスを依頼する場合

- ① 利用者は、事業者に対して、本サービスの利用を申し込む。
- ② 利用者は、医療機関に対して、利用者につき爪ケア連携シートへの記入を依頼する（利用者は、本サービスを受けることの可否の確認のため主治医・かかりつけ医の医療機関を受診する。）。
- ③ 事業者は、指定された場所へ訪問し、又は、事業者の店舗において、利用者に対し本サービスを提供する。
- ④ 事業者は、爪ケア記録カードを利用者へ提出し、必要に応じて医療機関へ経過・終了報告する。
- ⑤ 利用者は、事業者に対しサービス料を支払い、医療機関に対し爪ケア連携シート作成料を支払う。

○ 事業者が利用者に提供する本サービスの内容は以下のとおり。

- ① 爪切り
- ② クリーニング
- ③ 軽度の肥厚に対するケア
- ④ 軽度のカーブに対するケア
- ⑤ 軽度の角質肥厚に対するケア
- ⑥ 足浴、保湿剤の塗布
- ⑦ 術後完治爪ケア

- ⑧ 人工爪などによる補強ケア
- ⑨ 爪の変形・変色に対するケア
- ⑩ 深爪に対するケア

○ 利用者は、爪に異常がない方をはじめ、爪に変形・変色があったが完治又は症状が固定している方や、何らかの傷病を有するが爪自体には何ら異常がない方、傷病を有し、それに基づく爪の変形・変色が見られるが専門的管理を必要としない方、じょく婦なども想定しているが、いずれも「爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合」として医師が治療の必要が無いと判断した利用者及び部位に対して事業を行う。

4. 確認の求めの内容

上記3. に記載のサービスが、医師法第17条に規定する「医業」に該当せず、医師以外の者であっても実施することができることを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

医師法（昭和23年法律第201号）第17条に規定する「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

事業概要にある①～⑩のサービスについて、医師の診断を受けた上で、医行為に当たらない行為に限って本サービスを提供する限りは、医師法第17条には違反しない。